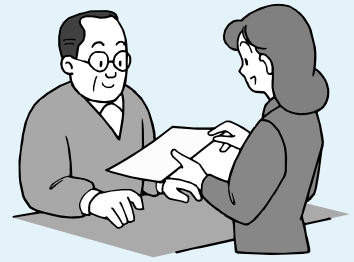


所得税の 還付申告はお早めに

- 上尾税務署では1月4日から受け付けています -



年末調整ではできない医療費控除や住宅借入金等特別控除などを税務署に申告することによって、所得税の一部または全部が還付されます。手続きの際は、給与や年金などの源泉徴収票と各種控除証明書など必ず原本をご用意ください。

また、医療費控除の申告をする方は、あらかじめ医療費明細書の作成もお願いします。

医療費控除

あなたがご自分やご家族（同一生計）の病気やけがなどにより支払った医療費が一定額を超えたとき

会社などを中途退職した人
平成22年中に会社などを退職し、年末調整をしていないとき

還付申告の受付

上尾税務署では、1月4日から還付申告書の提出ができます。

また、町でも左記の日程で受け付けます。ただし、譲渡所得や贈与税の申告相談などは、町では受け付けできませんので、上尾税務署へ提出してください。

受付日時 2月9日(水)・2月10日(木) 9時～15時30分
場所 役場3階第1会議室

還付申告の問合せ

税務課町民税係(内)2152
上尾税務署個人課税第一部
門(申告案内窓口)
☎770 1800(自動音声案内)

上尾市大字西門前577

お願い 上尾税務署では、確定申告等についてはe-Taxのご利用をお願いします。

関東信越税理士会
からのお知らせ

無料申告相談

期日 2月2日(水)～15日(火)
(土・日曜日、祝日を除く)

場所 最寄りの各税理士事務所

対象 年金受給者(年金収入が600万円以下) 給与所得者(給与収入600万円以下)で医療費控除を受けようとする人 平成22年中の退職者 年末調整が済んでいない人

申込み 電話で関東信越税理士会上尾支部または最寄りの税理士事務所へ(9時30分～16時まで)

関東信越税理士会上尾支部
TEL 776 8777
FAX 776 8322

土地や家屋の利用方法が変わった方へ

固定資産税は、毎年1月1日時点での土地、家屋の利用状況をもとに算出しており、例年現地調査を年末年始に行っています。次の事項に該当する方は翌年度の税額が変わる可能性がありますので町に連絡をお願いします。

- ・土地の利用を変更した方(駐車場などに利用し始めた等)
- ・家屋の全部あるいは一部

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額確認書(普通徴収分)を送付します

国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料は、所得税や住民税の申告で社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

普通徴収(納付書または口座振替)で納付した方には、平成22年中の納付額を記載した「納付額確認書(社会保険料控除用)」を、1月下旬に納付義務者あてに送付します。

なお、この確認書には特別徴収(年金天引)分は含まれていませんので、年金支払機関

を取り壊した方(家屋を取り壊したが滅失登記をしていないなど、登記が残っていると課税がそのままになってしまうことがあります。)

・自宅を店舗や事務所等に
変更した方

・店舗や事務所等を居住用
に変更した方など

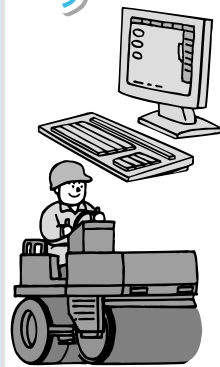
☎ 税務課固定資産税係(内)2154

(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票等で確認してください。(障害年金、遺族年金から天引きされた方には源泉徴収票は送付されませんので、納付額の確認が必要なのは、各担当へご連絡ください。)

内容	問合せ
国民健康保険税	住民課国民健康保険係(内)2116
介護保険料	福祉課介護保険管理係(内)2124
後期高齢者医療保険料	福祉課医療係(内)2129

償却資産の申告は

1月31日(月)までです



償却資産とは、事業を営む個人(法人)が使用している事業用資産をいいます。

この償却資産は固定資産税の対象となるため、事業主は1月1日に所有する資産の内容を、事業を営んでいる場所の市町村長に申告することになっていきます。アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますのでご注意ください。

なお、申告等について不明な点がありましたら、税務課固定資産税係(内)2154にお問い合わせください。

申告期限

平成23年1月31日(月)

申告を要する人

償却資産を町内に所有する人、または貸し付けている人。(なお、平成23年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、整理の都合上、申告

書にその旨を記入して提出してください。)

償却資産の種類

構築物「広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など
機械および装置「コンビューータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など
車両および運搬具「ブルドーザーなど
工具、器具および備品「机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、きのこ栽培用ほだ木、無人駐車管理装置、金型など

申告を要しない資産

耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入または必要経費に算入したもの
取得価額が20万円未満の償

却資産で一括償却資産として3年均等償却を行っているもの
家庭用に使用される資産
自動車税、または軽自動車税の課税対象である自動車、原付自転車など

償却資産に係る
固定資産税電子
申告のご案内



町では、昨年度よりインターネットを利用した電子申告システム(エルタックス「eL-TAX」)といえます。)で、償却資産の申告が可能となりました。

なお、利用や申告について詳しくは、町ホームページ(暮らしのガイド「税金」)をご覧ください。

農用地の除外申請

2/1 ~ 2/28

農業振興地域に指定されている農用地を住宅などの建築やその他農地以外の用途に使用する場合は、あらかじめ農用地区域から除外することや、その他の法令に基づく許可等を得る必要があります。

昭和48年に策定された農業振興地域整備計画により、集団農用地の確保と農業の健全な発展を図るため、農用地として指定されている土地には、一般の建物を建築することなどが規制されています。このため、まず農用地から除外する手続きが必要となります。

申請の受付は2月と8月の年2回となり、2月は1日から28日までの受付期間となっています(土・日曜日、祝日を除く)。

申請に必要な書類

- ・事業計画を記入する申請書
- ・理由書
- ・位置図
- ・案内図
- ・配置図
- ・公図の写し
- ・登記簿謄本
- ・土地所有者の同意書
- ・印鑑証明書
- ・その他事業計画によって添付書類が異なります。

問 産業振興課(内)2232

防犯灯等管理番号シール貼付作業を実施します

町では、町が管理する防犯灯、道路照明灯、カーブミラーに管理番号シールを貼付することにしました。

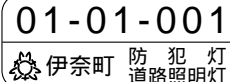
貼付作業は、今月から「伊奈町シルバー人材センター」が行います。敷地内に入ってから作業となる場合には、お声がけしますので、ご協力をお願いします。

また、貼付作業終了後、防犯灯や道路照明灯の球切れ、カーブミラーの修繕については、管理番号をお知らせくださいますようお願いいたします。

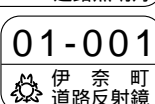
作業期間 1月4日~2月28日

貼付位置 ポール、電柱とも地面よりおよそ2m
管理番号シール見本

防犯灯・道路照明灯
(縦7cm×横15cm)



カーブミラー(道路反射鏡)
(縦7cm×横12cm)



問 生活安全課(内)2282